

みやぎ 医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ 医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9:00から午後5:00まで

*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

email : iryouroumu@sharo-miyagi.com

医師・看護師等の宿日直許可基準が見直されました

平成31年3月28日に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会報告書」に基づき、現代の医療の実態を踏まえた宿日直基準通達が、2019（令和元）年7月1日に、1949（昭和24）年3月22日以来70年ぶりに厚生労働省より発出されました。

これまでの労働基準法の取り扱いを変更するものではないとされていますが、これらの通達では、医師・看護師等の宿日直基準の明確化が図られています。

◎宿日直の範囲内で従事できる業務の例示

- ①医師が少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診による診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）や、看護師等に対する指示、確認を行うこと。
- ②医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診による診察等や、看護師等への指示、確認を行うこと。
- ③看護職員が病院の定時巡回、患者の状態変動の医師への報告、少数の要注意患者の定期検脈、検温を行うこと。

◎注意点

宿日直中に通常の勤務時間と同様の業務に従事することが稀にあったときについては、一般的に見て、常態としてほとんど労働することがない勤務であり、かつ宿直の場合は、夜間に十分な睡眠が取り得るかぎり、宿日直の許可を取り消す必要はない。

（例）突発的な事故による応急患者の診察、患者の死亡、出産等への対応（但し割増賃金の対象となる）。

◎許可の範囲の例：一つの病院等において所属診療科、職種、時間帯、業務の種類を限った許可が可能

- ①医師以外のみの許可を受けること。
- ②医師について深夜時間帯のみの許可を受けること。
- ③外来患者の対応業務ではなく、病棟宿日直業務のみに限定した許可を受けること。

※詳しくは厚生労働省のHP「医師の宿日直許可基準・研鑽に係る労働時間に関する通達」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000526011.pdf>) を参照してください。

検討は進んでいますか？ “同一労働同一賃金”

正社員と非正規社員との間で待遇差が存在する場合に不合理であるか否かについて、原則となる考え方及び具体例を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止に関する指針）が発出されました。（告示第430号 2018.12.28）

大企業（医療機関は法人単位で100人超）は令和2年4月に、
中小企業は令和3年4月に、派遣労働者は令和2年4月に適用されます！

正規職員と比較して有期雇用者（嘱託職員など）、パートタイム職員に対する不合理な待遇が禁止され、「均等・均衡待遇」が義務化されます。



パートタイム労働者・有期雇用労働者

①基本給

基本給額の決定の趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

②賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

③各種手当

職務・職責に係る役職手当、特殊勤務手当、精勤手当、時間外・休日労働割増賃金率等は、同一の職務・職責であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。
食事手当、地域手当等については同一の支給をしなければならない。

※定年後再雇用者、福利厚生についてもルールがあります。

※詳しくはこちらをご覧ください⇒厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000540732.pdf>)

助成金情報

業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します（申請期限：令和2年1月31日）。

コース	引き上げる労働者数 /支給上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人/50万円 4～6人/70万円 7人以上/100万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金（824円）との差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	3/4 ※生産性要件を満たした場合は 4/5

※助成金受給のためには細かな要件があります。事前に業務改善助成金の申請・支給の窓口（宮城労働局雇用環境・均等室⇒仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階 ☎022-299-8844）にご確認ください。

※業務改善助成金の詳細はこちらをご覧ください⇒

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html>（最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業）